



# 熊本県公報

第 1 2 0 2 4 号

平成 23 年 7 月 5 日(火)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

**告 示**

- 建設事業者の合併等に係る総合点数の算定及び入札参加機会の確保に関する特例要領の一部改正…………… (監理課) 1
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( " ) 1
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… ( " ) 2
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 2

**公 告**

- 徴税吏員証・検税吏員証の無効…………… (税務課) 2
- 県営土地改良事業の工事完了公告…………… (農村計画課) 2
- 土地改良区の定款変更認可…………… ( " ) 3
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 3
- 熊本県職員グループウェア導入に係る設計及び監理業務委託… (情報企画課) 3

**登 載 依 頼**

- 平成23年度行政書士試験の実施…………… (財団法人行政書士試験研究センター) 4

## 告 示

### 熊本県告示第684号

建設事業者の合併等に係る総合点数の算定及び入札参加機会の確保に関する特例要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成23年7月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

建設事業者の合併等に係る総合点数の算定及び入札参加機会の確保に関する特例要領の一部を改正する要領

建設事業者の合併等に係る総合点数の算定及び入札参加機会の確保に関する特例要領(平成17年熊本県告示第380号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「同一業種において、同一等級又は直近の等級に合併等の日の前日において格付され、かつ、同日」を「、同一業種において同一等級又は直近の等級に合併等の日の前日において格付され、かつ、当該業種の入札参加資格を同日まで引き続き4年以上有する場合、合併等の当事会社のいずれかが同日」に改め、同条第3項中「おいては」の次に「、合併等の当事会社が当該業種の入札参加資格を合併等の日の前日まで引き続き4年以上有しているときは」を加える。

#### 附 則

この要領は、公布の日から施行し、改正後の建設事業者の合併等に係る総合点数の算定及び入札参加機会の確保に関する特例要領の規定は、平成23年6月1日以降の合併等について適用する。

### 熊本県告示第685号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成23年7月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### (訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーション あおぞら 菊池市深川327番地	株式会社一真	平成23年7月1日

### 熊本県告示第686号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成23年7月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーション あおぞら 菊池市深川327番地	株式会社一真	平成23年7月1日

熊本県告示第687号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成23年7月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護事業所康寿苑 合志市幾久富1909番地1710	社会福祉法人嘉悠会	平成23年7月1日

熊本県告示第688号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成23年7月5日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年7月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	原植木線	熊本市植木町岩野字相田 1037番2地先から 同市植木町植木字古屋敷 129番1地先まで	前	6.1 ～ 16.0	648.8	バイパス整備
		熊本市植木町岩野字相田 1037番2地先から 同市植木町植木字古屋敷 129番1地先まで	後	6.1 ～ 16.0	648.8	
		熊本市植木町岩野字相田 1037番2地先から 同市植木町岩野字西原 166番2地先まで		17.0 ～ 157.0	512.5	

2 区域を変更する期日 平成23年7月5日

公 告

熊本県公告第365号

次の徴税吏員証及び検税吏員証は、紛失の届出があったので無効とする。

平成23年7月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

第9350287号 平成20年4月1日交付

熊本県職員 中島 崇子

熊本県公告第366号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成23年7月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
区画整理	羊角湾周辺二期（大ノ浦本郷工区）	平成18年9月27日	平成23年3月18日	熊本県
区画整理	羊角湾周辺二期（桜迫工区）	平成18年9月20日	平成23年3月18日	熊本県
区画整理	羊角湾周辺二期（五反田工区）	平成19年9月19日	平成23年3月18日	熊本県
区画整理	羊角湾周辺二期（深海前田区）	平成20年9月24日	平成23年3月18日	熊本県
区画整理	羊角湾周辺二期（下平前田工区）	平成19年9月19日	平成23年3月18日	熊本県
農業用排水施設	羊角湾周辺二期（釜工区）	平成22年9月28日	平成23年3月4日	熊本県

**熊本県公告第367号**

阿蘇市に事務所を置く阿蘇土地改良区理事長本田二男から平成23年6月3日付けで申請のあった定款の変更については、平成23年6月24日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。  
平成23年7月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県公告第368号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成23年7月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡益城町大字砥川字犬ノ馬場1754番1  
398.69平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
福岡県飯塚市津島282番地  
村本 光  
上益城郡益城町大字砥川2795番地  
村本 未希

**熊本県公告第369号**

公募により企画提案を募集し、相手方を決定する方式（企画コンペ方式）で業務委託先を選定するので、次のとおり公告する。  
平成23年7月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 業務の概要
  - (1) 業務名  
熊本県職員グループウェア導入に係る設計及び監理業務委託
  - (2) 委託業務の内容等  
別に定める「熊本県職員グループウェア導入に係る設計及び監理業務委託仕様書」のとおり
  - (3) 委託期間  
契約締結の日から平成24年3月31日まで
- 2 企画コンペの参加資格  
企画コンペに参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。
  - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査のうえ、有資格者として営業種目「情報処理業務（情報システム全般の設計、開発、維持管理）」に登録された者であって、グループウェアの再構築のための情報システム全般の設計及び監理業務を行うことが可

- 能であるもの
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画の認可の決定を受けていること。
  - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画の認可の決定を受けていること。
  - (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 実施要領等の配布
- (1) 配布期間  
公告の日から平成23年7月19日（火）までの午前9時から午後5時まで（閉庁日を除く。）
  - (2) 配布場所  
熊本県水前寺六丁目18番1号  
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課電子県庁管理班
- 4 企画提案書の提出
- (1) 提出期間  
公告の日から平成23年7月19日（火）までの午前9時から午後5時まで（閉庁日を除く。）
  - (2) 提出場所  
熊本県水前寺六丁目18番1号  
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課電子県庁管理班
- 5 プレゼンテーションの日時及び場所  
平成23年7月21日（木）午前9時から 1団体45分程度  
熊本県庁新館OA会議室（9階）  
\*企画提案書提出者数により、日時及び場所は変更となることがある。
- 6 その他  
詳細については、「熊本県職員グループウェア導入に係る設計及び監理業務委託」企画コンペ実施要領による。
- 7 問合せ先  
熊本県水前寺六丁目18番1号  
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課電子県庁管理班  
（電話096-333-2143）

**登載依頼**

**平成23年度行政書士試験の実施について**  
行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により、熊本県知事から委任を受けた平成23年度行政書士試験を次のとおり実施します。  
平成23年7月5日

- 財団法人行政書士試験研究センター 理事長 木寺 久
- 1 試験期日 平成23年11月13日（日） 午後1時から午後4時まで
  - 2 試験場所 熊本大学 黒髪北地区（熊本市黒髪二丁目39番1号）
  - 3 試験の科目及び方法
    - (1) 試験の科目

試 験 科 目	内 容 等
行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数 46題）	憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成23年4月1日現在施行されている法令に関して出題します。
行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数 14題）	政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

## (2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行います。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とします。

\* 記述式は、40字程度で記述するものを出題します。

## 4 受験手続

## (1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間 平成23年8月1日(月)から9月2日(金)まで

イ 受付場所 財団法人行政書士試験研究センター

受験願書と一緒に配布する封筒により簡易書留郵便で郵送してください(あて先は印刷されています)。9月2日の消印があるものまで受け付けます。

ウ 提出書類 受験願書一式(配布場所についてはオをご覧ください。)

エ 受験手数料 7,000円

受験手数料の納付方法については、試験案内をご覧ください。

オ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

## (ア) 郵送配布

a 配布期間 平成23年8月1日(月)から8月26日(金)まで

郵送を希望する方は、140円分の切手を貼った、あて先明記の返信用封筒(角形2号:A4サイズの用紙が折らずに入る大きさ)を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書きして、下記あて先まで郵便で請求してください(8月26日必着のこと。)

(a) 名称 財団法人行政書士試験研究センター

(b) 住所 〒100-8779 郵便事業株式会社 銀座支店 留

## (イ) 窓口配布

a 配布期間 平成23年8月1日(月)から9月2日(金)まで

b 配布場所

(a) 熊本県庁新館1階情報プラザ及び総務部市町村局市町村行政課(熊本市水前寺六丁目18-1)

(b) 宇城地域振興局総務部総務振興課(宇城市松橋町久具40-1)

(c) 玉名地域振興局総務部総務振興課(玉名市岩崎1004-1)

(d) 鹿本地域振興局総務部総務振興課(山鹿市山鹿1026-3)

(e) 菊池地域振興局総務部総務振興課(菊池市隈府1272-10)

(f) 阿蘇地域振興局総務部総務振興課(阿蘇市一の宮町宮地2402)

(g) 上益城地域振興局総務部総務振興課(上益城郡御船町辺田見396-1)

(h) 八代地域振興局総務部総務振興課(八代市西片町1660)

(i) 芦北地域振興局総務部総務振興課(葦北郡芦北町芦北2670)

(j) 球磨地域振興局総務部総務振興課(人吉市西間下町86-1)

(k) 天草地域振興局総務部総務振興課(天草市今釜新町3530)

(l) くまもと県民交流館パレア(熊本市手取本町8-9 テトリア熊本内)

(m) 熊本県行政書士会(熊本市水前寺公園28-47 嘉悦ビル1階)

## (ウ) 配布時間

上記(a)から(k)までについては、午前8時30分から午後5時

15分まで

上記(1)については、午前9時から午後9時まで

上記(m)については、午前9時から午後5時まで

## (2) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込み画面への入力

(ア) 財団法人行政書士試験研究センターのホームページ(<http://gyosei-shiken.or.jp>)からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力してください。

イ 受験手数料の払込み

(ア) 受験手数料(7,000円)の払込みはクレジットカード(申込者本人名義のものに限る。)による決済のみとなります。

(イ) 利用できるクレジットカード VISA・Master・UC

(ウ) 一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しません。

ウ 受付期間

(ア) 平成23年8月1日(月)午前9時から8月30日(火)午後5時まで  
この出願システムは、8月30日(火)午後5時で終了します。午後5時まで  
に入力を完了していないと、たとえ接続中(入力中)であっても申込みができな  
くなりますのでご注意ください。

(イ) 最終日(8月30日)は大変混雑が予想されますので、余裕を持って申し込  
んでください。

(3) 連絡先(問い合わせ先)

財団法人行政書士試験研究センター

電話番号 03(5251)5600

5 特例措置の実施

身体機能に障害のある方で試験中に特例措置(点字試験を含む。)を希望される方  
は、申請の手続きが必要となります。受験申込みに先立って財団法人行政書士試験研究セ  
ンターへ必ずご相談ください。

6 合格発表の日時及び方法

(1) 日 時 平成24年1月30日(月)午前9時

(2) 方 法 財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示  
(掲示)します。なお、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送します。

また、財団法人行政書士試験研究センターのホームページ(<http://gyo-sei-shiken.or.jp>)に合格者の受験番号を登載します。